

### 検査の背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等への対応として、**事業主が支払った休業手当相当額を対象として助成を行う雇用調整助成金の助成率引上げ（解雇等行わない場合10/10）や休業規模等の要件緩和等の各種特例（コロナ特例）**を導入。雇用保険被保険者以外の労働者も措置の対象とするため、**緊急雇用安定助成金を創設（2つの助成金を合わせて雇用調整助成金等）**
- ✓ 休業しているながら休業手当が支給されない労働者を救済する休業支援金・給付金制度を創設

### 検査の状況

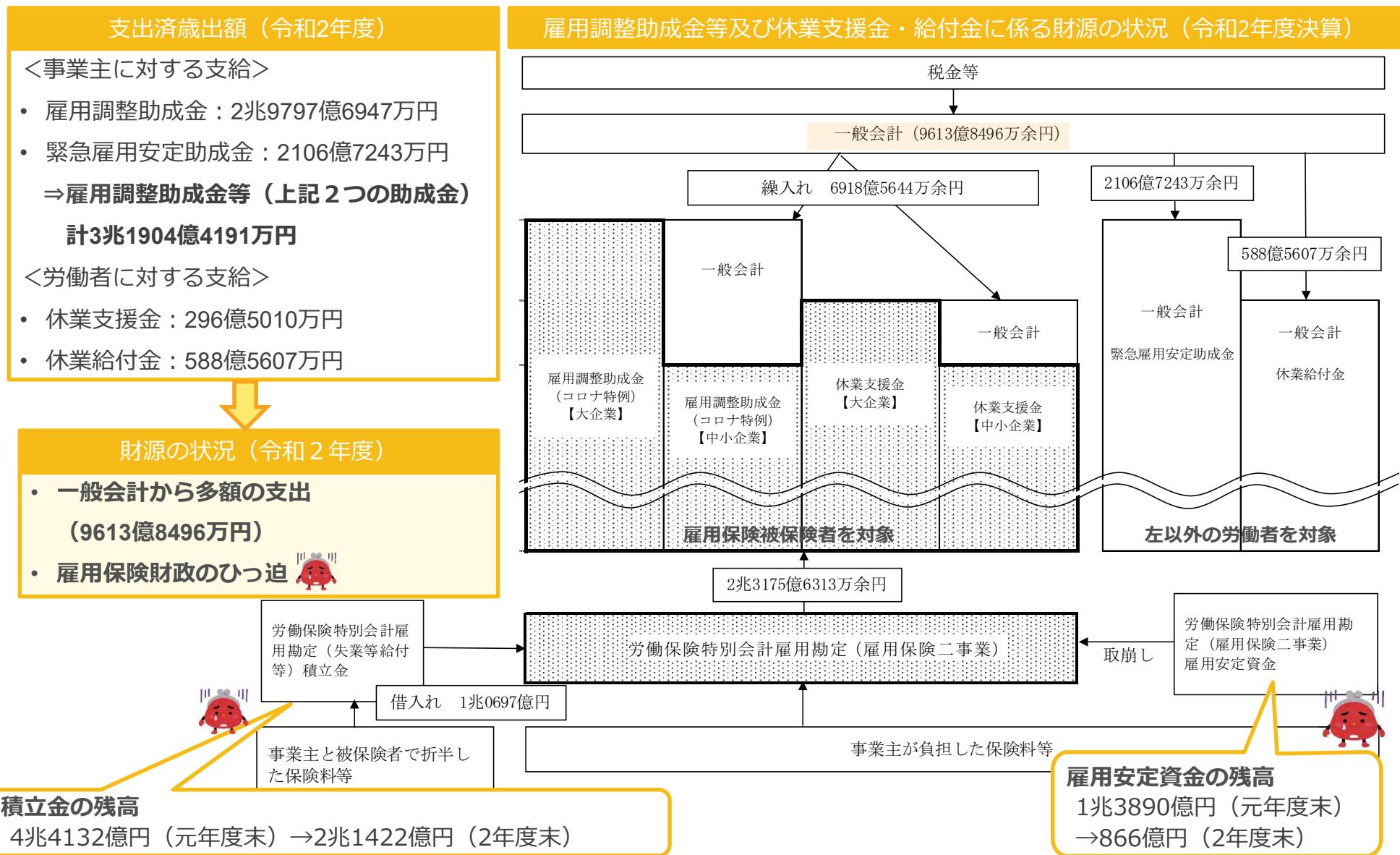
- ✓ 令和2年度の雇用調整助成金等の**支出済歳出額は3兆1904億4191万円**
- ✓ 一般会計から多額の支出（9613億8496万円）が行われたほか、雇用安定資金の残高の減少や、失業等給付のための積立金からの借入れにより、雇用保険財政がひっ迫
- ✓ 雇用調整助成金等の支給申請に係る情報の遡及登録を可能にするためのハローワークシステムの改修は完了していたが、追加された機能の活用見込みや**遡及登録の完了見込みを得られていなかった**
- ✓ 厚生労働省による今後の事後確認において留意すべきリスクの所在は以下のとおり
  - ・雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなど、**事実と異なる雇用調整助成金等の支給申請を行なう**などして、雇用調整助成金等**計9673万円を不正に受給**している事態等
  - ・同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態
- ✓ 雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態（超過額計11億9929万円）が生じていて、当該上回る部分については休業手当の支払額に対する助成としての役割に沿ったものとなっていない

### 所見

- ✓ 雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録を今後実施する場合には、費用や期間等を勘案の上、適切に計画を立案して実施
- ✓ 雇用調整助成金等の支給の妥当性等の確認を今後実施するに当たり、**不正受給の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有する**などして、**事後確認に活用する方策を検討等**
- ✓ 同一人物が複数の労働局管内に所在する複数の会社で休業対象労働者となるように会社間で組合せを行うことにより雇用調整助成金等の支給を受けていたと思料される事態への**対応方策を検討**
- ✓ 休業手当相当額の算定方法を改めることなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、**雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討**



## 4.雇用調整助成金等の支給等（特定）



## 4.雇用調整助成金等の支給等（特定）

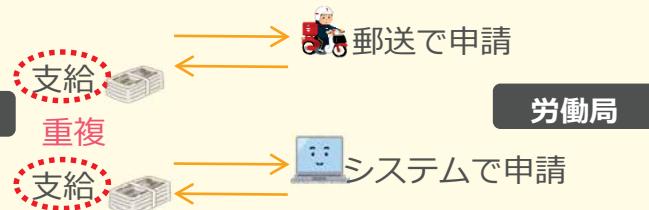
### 検査の状況

- 不正受給等に対応するためには厚生労働省による事後確認が重要
- 厚生労働省が事後確認を今後実施する場合に留意すべきリスクの所在等について確認するため、8労働局管内の49事業主を検査



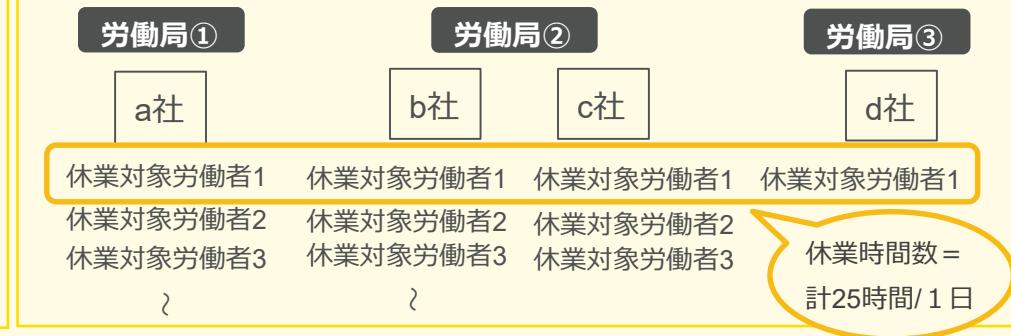
- ① 事実と異なる支給申請を行うなどして、雇用調整助成金等計9673万円を**不正受給**（5事業主）  
・雇用関係のない者を雇用関係があることとした  
・休業の実態がないのに休業を行ったこととした  
・休業手当を支払った事実がないのに支払ったこととした 等

- ② 同一期間に同一の労働者が行った休業等に対して**重複して**雇用調整助成金等を支給



- ③ 労働者の教育訓練に支給される雇用調整助成金について、自宅等での自習形式の教育訓練の実施日数延べ30,041人日のうち6,158人日分で、**支給申請内容と確認書類とが不適合**（1事業主）

- ④ 同一人物が複数の会社で休業対象者となるように会社間で組合せを行っていたと思料される事態（模式図）



所見

- ①について、不正受給の事態を解明する過程で得られた知識や経験を労働局間で共有するなどして、**事後確認に活用する方策について検討すること**
- ②について、二重支給を認識した上で**事後確認**を行うこと
- ③について、**事後確認の一環として、支給申請の内容と確認書類との照合等を行って実施状況を十分に確認すること**
- ④の事態への**対応方策を検討すること**

## 4.雇用調整助成金等の支給等（特定）

支給申請に係る情報のハローワークシステムへの遡及登録

- ・ハローワークシステムに備えられている機能を用いて、  
**支給申請に係る情報を入力**
- ・コロナ特例の下において、雇用調整助成金等の支給を迅速  
に行うため、**入力された支給申請に係る情報は限定的**
- ・一方、厚生労働省は、これまで入力されていない項目の  
**遡及登録を可能にするためのシステムの改修契約を**  
**契約金額9894万円で締結。**令和3年3月31日に改修完了



遡及登録の状況（令和3年7月時点）

厚生労働省は、雇用調整助成金等の申請件数が高止まり  
している状況にある中で、遡及登録を開始することができる  
時期の見通しは立たないとしていて、改修契約により追加  
された機能の活用見込みや改修の目的である遡及登録の  
完了見込みを得るには至っていない

所見

雇用調整助成金等の支給申請に係る情報のハローワーク  
システムへの遡及登録を今後実施する場合には、費用や  
期間等を勘案の上、**適切に計画を立案して実施すること**

雇用調整助成金に係る支給額の算定方法

支給額

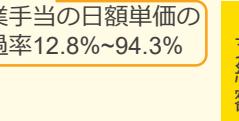
$$= \text{休業手当相当額} \times \text{助成率} \times \text{休業等を行った延べ人日数}$$



コロナ特例による**助成率引上げなど**により、以下の事態

雇用調整助成金の支給額 > 休業手当の支払額  
(休業手当相当額 × 助成率 (3/4~10/10) × 人日数)

休業手当の日額単価の  
超過率12.8%~94.3%



37事業主において、**超過額計11億9929万円**

所見

一部の事業主において、コロナ特例により  
雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態  
が現に生じていて、当該上回る部分は休業手当の支払額に  
対する助成としての役割に沿ったものとなっていないと  
認められることから、休業手当相当額の算定方法を改め  
ことなどにより、雇用調整助成金の支給額が休業手当の  
支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、

**雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討すること**

